

航空自衛隊損害賠償規則

昭和39年12月4日 航空自衛隊達第50号
航空幕僚長 空将 浦 茂

改正	昭和44年4月17日	航空自衛隊達第12号
	昭和44年7月18日	航空自衛隊達第30号
	昭和48年10月16日	航空自衛隊達第26号
	昭和53年3月13日	航空自衛隊達第8号
	昭和53年4月5日	航空自衛隊達第10号
	昭和55年3月28日	航空自衛隊達第4号
	昭和56年2月7日	航空自衛隊達第11号
	昭和57年4月30日	航空自衛隊達第15号
	平成元年2月28日	航空自衛隊達第4号
	平成元年3月16日	航空自衛隊達第25号
	平成6年3月11日	航空自衛隊達第10号
	平成13年3月30日	航空自衛隊達第16号
	平成14年10月30日	航空自衛隊達第24号
	平成18年3月24日	航空自衛隊達第16号
	平成19年1月5日	航空自衛隊達第1号
	平成20年12月1日	航空自衛隊達第36号
	平成23年8月15日	航空自衛隊達第32号
	平成24年3月23日	航空自衛隊達第9号
	平成24年5月10日	航空自衛隊達第38号
	平成29年6月23日	航空自衛隊達第27号
	平成30年11月15日	航空自衛隊達第24号
	令和5年3月15日	航空自衛隊達第5号

防衛庁の損害賠償に関する訓令（昭和39年防衛庁内訓第5号）第34条の規定に基づき、航空自衛隊損害賠償規則を次のように定める。

航空自衛隊損害賠償規則（登録報告）（登録外報告）

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 賠償事故の報告等（第7条－第10条の2）
- 第3章 賠償責任の認定（第11条－第13条の3）
- 第4章 賠償金の支払等（第14条・第15条）
- 第5章 求償権の認定（第16条－第18条）
- 第6章 不服の申立て及び訴訟（第19条－第21条）
- 第7章 見舞金（第22条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、航空自衛隊が行なう損害賠償の実施について、実施担任区分、報告その他必要な細部実施要領を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において用いる用語は、昭和39年防衛庁内訓第5号（以下「訓令」という。）に用いるもののほか、次の各号の定義によるものとする。

- (1) 「部隊等」とは、編制部隊等並びに独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊並びに機関をいう。
- (2) 「方面隊司令官等」とは、航空方面隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官及び補給本部長をいう。
- (3) 「分屯基地業務担当部隊等」とは、分屯基地における基地業務を担当する部隊等をいう。
- (4) 「損害賠償事務」とは、賠償事故に関する調査、報告、認定、判定、和解、賠償金の支払、その他賠償事故の処理に必要な事務をいう。

(権限の委任)

第3条 訓令第3条第2項に規定する権限は、次に掲げる者に委任する。この場合において、第1号に掲げる者にあつては第1次賠償実施機関の長と、第2号に掲げる者にあつては第2次賠償実施機関の長とする。

- (1) 基地業務を担当する部隊等の長（分屯基地業務担当部隊等の長を除く。）
- (2) 航空幕僚長、航空総隊司令官及び方面隊司令官等

(損害賠償の実施担任区分)

第4条 前条の規定により委任する損害賠償の実施に係る権限の一部の担任区分（以下「実施担任区分」という。）は、次の各号に掲げる第1次賠償実施機関の長及び第2次賠償実施機関の長の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるほか、次項から第3項までに定めるところによる。ただし、訓令第20条の2に規定する防衛大臣の認定に係る事務については、この限りでない。

- (1) 第1次賠償実施機関の長 基地（分屯基地を含む。以下同じ。）に所在する部隊等及び当該部隊等に勤務する隊員に係る賠償事故のうち、入院見込期間が6月未満の人身事故又は損害見込額が200万円未満の物件事故に係る損害賠償事務並びに次号に掲げる者の実施担任区分に係る損害賠償事務（認定事務及び判定事務を除く。）
- (2) 第2次賠償実施機関の長 次に掲げる部隊等及び当該部隊等に勤務する隊員に係る賠償事故のうち、入院見込期間が6月以上の人身事故又は損害見込額が200万円以上の物件事故に係る認定事務及び判定事務
 - ア 方面隊司令官等 隷下又は管理下の部隊等の長が第1次賠償実施機関の長である場合における当該部隊等の長の管轄する基地に所在する部隊等
 - イ 航空総隊司令官 横田基地に所在する部隊等
 - ウ 航空幕僚長 幹部学校及び航空中央業務隊

2 同一事故により2人以上の被害者を生じた場合において、前項各号に掲げる

損害賠償の実施担任区分は、被害者ごとの損害の程度によるものとする。ただし、被害者の1人にかかる損害の程度が第2次賠償実施機関の長の実施担任区分に該当する場合は、同一事故による他の被害者に係る損害賠償についても、第2次賠償実施機関の長が担任するものとする。

- 3 障害に伴う慰謝料を支払う賠償事故にあっては、第1項に規定する損害賠償の実施担任区分にかかわらず第2次賠償実施機関の長が担任するものとする。
(損害賠償の実施担任区分の特例等)

第5条 第2次賠償実施機関の長は、賠償事故の性質上、自ら処理する必要があると認める場合は、前条の損害賠償の実施担任区分にかかわらず実施することができる。

- 2 第2次賠償実施機関の長は、自己の実施担任に係る賠償事故のうち、当該事故の性質が、単純で、かつ、迅速な処理を要するため、特に第1次賠償実施機関の長に実施させることを適当と認めるときは、前条の規定にかかわらず、その都度、その損害賠償の認定事務及び判定事務を第1次賠償実施機関の長に実施させることができる。

- 3 第1次賠償実施機関の長は、分屯基地に所在する部隊等及び当該部隊等に勤務する隊員に係る賠償事故が発生した場合は、当該賠償事故に係る認定事務及び判定事務以外の事務に限り、その都度分屯基地業務担当部隊等の長にこれを実施させることができる。

(損害賠償の事務の移管)

第6条 賠償実施機関の長は、賠償事故が所管の基地から遠隔の地で発生した等の理由により、自ら処理することが困難な場合には、事故発生地最寄りの損害賠償の実施担任区分を同じくする賠償実施機関の長に協議の上、損害賠償事務の一部又は全部の処理を移管することができる。

- 2 前項の規定により損害賠償事務を移管した賠償実施機関の長（航空幕僚長を除く。）は、速やかにその旨を航空幕僚長（首席法務官気付）及び上級の賠償実施機関の長（航空幕僚長を除く。）に報告しなければならない。（登録外報告）

第2章 賠償事故の報告等

(通報義務)

第7条 隊員は、自己の職務に関して他人に損害を与えた場合は、順序を経て、速やかに所属の部隊等の長に報告するとともに、現場における証拠の保全等必要な処置をとらなければならない。

- 2 前項により報告を受けた部隊等の長は、直ちに当該基地の第1次賠償実施機関の長に通報しなければならない。この場合において、当該賠償事故が所在基地から遠隔の地で発生した場合は、速やかに賠償事故現場の最寄り基地の第1次賠償実施機関の長に通報しなければならない。

(賠償事故の調査)

第8条 第1次賠償実施機関の長は、前条の規定による通報を受けた場合は、訓令第18条に規定する調査を行うため、直ちに担当職員を賠償事故現場に派遣しなければならない。

(発生報告)

第9条 第1次賠償実施機関の長は、賠償事故が発生した場合は、速やかに、訓令様式第1に規定する発生報告書を用いて、第2次賠償実施機関の長を経由して航空幕僚長（首席法務官気付）に報告するものとする（21-U2-AR(D)）。

2 前項の発生報告書には、事故現場見取図及び写真を添付するものとする。

(賠償事故の調査の申請)

第10条 第1次賠償実施機関の長は、訓令第18条に規定する賠償事故の調査に当たり、次の各号の一に該当すると判断する場合には、当該賠償事故の調査の実施について、第2次賠償実施機関の長に申請することができる。

- (1) 賠償事故が重大な場合
- (2) 高度の専門的知識を要するため、調査が困難な場合
- (3) 特殊の事情により、自ら実施することが適当でない場合

(諸雑費支払明細書)

第10条の2 賠償実施機関の長は、訓令第19条に規定する損害賠償請求書の受理に際しては、訓令第9条第1項第7号に掲げる諸雑費に関する資料として、別紙様式第1に定める諸雑費支払明細書を添付させなければならない。

第3章 賠償責任の認定

(賠償審議会の開催)

第11条 賠償実施機関の長（航空幕僚長を除く。以下本条及び次条において同じ。）は、損害賠償の適正妥当を期するため、必要があると認める場合には、賠償審議会を開催して、次の各号に掲げる事項について審議させ、その意見を徴するものとする。

- (1) 賠償事故の事実
- (2) 賠償責任の有無及びその程度並びに賠償の種別及び額
- (3) その他必要な事項

(賠償審議会の構成等)

第12条 賠償審議会は、5名以上の幹部自衛官又はこれに相当する事務官等（以下この条において「幹部自衛官等」という。）をもつて構成し、賠償審議会の構成員には会計業務を担当する幹部自衛官等を含めるものとする。この場合において、審議の対象となる賠償事故が人身損害を伴うときは、当該幹部自衛官等のほか、衛生業務を担当する幹部自衛官を賠償審議会の構成員に含めるものとする。

2 賠償実施機関の長は、審議の対象となる賠償事故に利害関係のある隊員を、当該賠償審議会の構成員としてはならない。

3 前条及び前2項に定めるもののほか、賠償審議会の運営等について必要な事項は、賠償実施機関の長が定めるものとする。

(賠償責任の認定書)

第13条 訓令第20条第2項に規定する認定書（以下「賠償責任の認定書」という。）の様式は、別紙様式第2に定めるとおりとする。

(賠償責任の認定の申請等)

第13条の2 第1次賠償実施機関の長は、第2次賠償実施機関の長の管轄に属する賠償事故が発生した場合又は自己の管轄に属する賠償事故であっても、その性質上、自ら訓令第20条第1項の規定による認定(以下「賠償責任の認定」という。)をすることが困難若しくは不相当であると判断する場合は、第2次賠償実施機関の長に対し、関係資料の謄本を添えて認定の申請をしなければならない。

2 第1次賠償実施機関の長は、その管轄に属する賠償事故が訓令第20条の2各号のいずれかに該当する場合には、順序を経て航空幕僚長(首席法務官気付)に報告するものとする(登録外報告)。

3 前2項の規定による申請又は報告に係る様式は、別紙様式第2に定める認定書に準じて作成するものとする。

(和解契約書)

第13条の3 訓令第28条第2項に規定する和解契約書は、損害賠償金の支払が1回限りの場合にあつては別紙様式第3に、損害賠償金の支払が2回以上にわたる場合(以下「中間賠償」という。)にあつては別紙様式第4に、中間賠償における最終の損害賠償金の支払の場合にあつては別紙様式第5に、損害賠償金を概算払する場合にあつては別紙様式第6に定めるものによらなければならない。

第4章 賠償金の支払等

(賠償責任の認定書の送付)

第14条 第2次賠償実施機関の長が、賠償事故について賠償責任の認定をした場合は、訓令第28条に規定する事務を自ら実施するときを除き、速やかに当該認定書を第1次賠償実施機関の長に送付しなければならない。

2 第1次賠償実施機関の長は、前項による認定書の送付を受けた場合は、当該認定書に基づき、速やかに訓令第28条又は第29条に規定する事務を処理しなければならない。

(賠償実施結果報告等)

第15条 賠償実施機関の長(航空幕僚長を除く。以下この条において同じ。)は、賠償事故について損害賠償金の支払をしたときは、訓令様式第7に規定する賠償実施結果報告書を1部作成し、賠償責任の認定書(添付書類を含む。)及び和解契約書の写しを添えて、速やかに航空幕僚長(首席法務官気付)に報告しなければならない(21-U5-AR(D))。

2 前項の規定により報告書を提出する場合、第1次賠償実施機関の長にあつては、第2次賠償実施機関の長を経由し、第2次賠償実施機関の長にあつては、写し1部を第1次賠償実施機関の長に送付しなければならない。

3 賠償実施機関の長は、訓令第29条の規定による通知を行つた場合には、その旨を前2項に準じ報告又は通知しなければならない。

第5章 求償権の認定

(求償権の認定書)

第16条 訓令第31条第2項に規定する認定書（以下「求償権の認定書」という。）の様式は、別紙様式第7に定めるとおりとする。

（求償権の認定の申請）

第17条 第1次賠償実施機関の長は、第2次賠償実施機関の長の管轄に属する賠償事故が発生した場合又は自己の管轄に属する賠償事故であっても、その性質上、自ら訓令第31条第1項の規定による認定（以下「求償権の認定」という。）をすることが困難若しくは不相当であると判断する場合は、第2次賠償実施機関の長に対し、関係資料の謄本を添えて認定の申請をしなければならない。

2 前項の規定による申請に係る様式は、別紙様式第7に定める認定書に準じて作成するものとする。

（求償権の認定の報告）

第18条 賠償実施機関の長（航空幕僚長を除く。）は、求償権の認定をした場合は、別紙様式第8に定める報告書を1部作成し、求償権の認定書（添付書類を含む。）の写しを添えて、速やかに航空幕僚長（首席法務官気付）に報告しなければならない（21-U83-AR（D））。

2 前項の規定により報告する場合は、第1次賠償実施機関の長にあっては、第2次賠償実施機関の長を経由し、第2次賠償実施機関の長にあっては、写し1部を第1次賠償実施機関の長に送付しなければならない。

第6章 不服の申立て及び訴訟

（不服申立書の提出）

第19条 第1次賠償実施機関の長は、不服申立書を受理した場合において、当該申立てが第2次賠償実施機関の長の認定した賠償事故に係るものであるときは、不服申立書（損害賠償請求書及びその他必要な証拠資料を含む。）を、速やかに第2次賠償実施機関の長に提出するものとする（登録外報告）。

（不服の申立ての審査及び判定）

第20条 訓令第33条第1項に規定する審査及び判定の事務は、当該賠償事故の認定事務を担当した賠償実施機関の長が行うものとする。

2 前項の審査及び判定の事務を行うに当たっては、第11条及び第12条の規定を準用する。

3 賠償実施機関の長（航空幕僚長を除く。）は、判定に対して更に不服の申立てがあった場合は、訓令第33条第2項の定めるところにより、速やかに同条に規定する不服申立書及び判定書を順序を経て航空幕僚長（首席法務官気付）に1部提出しなければならない（登録外報告）。

（訴訟提起の報告）

第21条 第1次賠償実施機関の長は、訓令第34条に規定する訴訟の提起があった場合は、速やかに同条に規定する報告書を、順序を経て航空幕僚長（首席法務官気付）に1部提出しなければならない（登録外報告）。

第7章 見舞金

（見舞金）

第22条 賠償実施機関の長は、訓令第35条の規定による見舞金の支払をす

る場合は、別紙様式第9に定める決定書を作成しなければならない。

- 2 賠償実施機関の長（航空幕僚長を除く。）は、訓令第35条の規定による見舞金の支払をした場合は、別紙様式第10に定める報告書を1部作成し、決定書の写しを添えて、速やかに航空幕僚長（首席法務官気付）に報告しなければならない（21-U84-AR（D））。
- 3 前項の規定により報告する場合は、第1次賠償実施機関の長にあっては、第2次賠償実施機関の長を経由するものとする。

附 則

- 1 この規則は、昭和40年4月1日から施行する。
- 2 航空自衛隊損害賠償規則（昭和32年航空自衛隊達第45号）は廃止する。
- 3 航空事故調査及び報告等に関する達（昭和38年航空自衛隊達第67号）第4条第2号を次のように改める。

(2) 他人の所有し、又は使用する物件の損壊

附 則（昭和44年4月17日航空自衛隊達第12号）

- 1 この達は、昭和44年5月1日から施行する。
- 2 この達の施行日以前に発生した賠償事故であってこの達の施行日以降処理するものについては、改正後の航空自衛隊損害賠償規則の規定によるものとする。

附 則（昭和44年7月18日航空自衛隊達第30号）

この達は、昭和44年8月1日から施行する。

附 則（昭和48年10月16日航空自衛隊達第26号）

この達は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則（昭和53年3月13日航空自衛隊達第8号）

この達は、昭和53年3月31日から施行する。

附 則（昭和53年4月5日航空自衛隊達第10号抄）

- 1 この達は、昭和53年4月5日から施行する。

附 則（昭和55年3月28日航空自衛隊達第4号）

この達は、昭和55年4月1日から施行し、改正後の航空自衛隊損害賠償規則の規定は、同日以降に発生する損害賠償を要する事案から適用する。

附 則（昭和56年2月7日航空自衛隊達第11号）

この達は、昭和56年2月10日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日航空自衛隊達第15号抄）

- 1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則（平成元年2月28日航空自衛隊達第4号）

- 1 この達は、平成元年2月28日から施行する。

附 則（平成元年3月16日航空自衛隊達第25号）

この達は、平成元年3月16日から施行する。

附 則（平成6年3月11日航空自衛隊達第10号）

この達は、平成6年3月11日から施行する。

附 則（平成13年3月30日航空自衛隊達第16号）

この達は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年10月30日航空自衛隊達24号）
この達は、平成14年11月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日航空自衛隊達第16号）
この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年1月5日航空自衛隊達第1号）
この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成20年12月1日航空自衛隊達第36号）
この達は、平成20年12月1日から施行し、同年4月30日から適用する。

附 則（平成23年8月15日航空自衛隊達第32号）
この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日航空自衛隊達第9号）
この達は、平成24年3月26日から施行する。

附 則（平成24年5月10日航空自衛隊達第38号）
この達は、平成24年5月10日から施行する。

附 則（平成29年6月23日航空自衛隊達第27号）
この達は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成30年11月15日航空自衛隊達第24号）
この達は、平成30年11月15日から施行する。

附 則（令和5年3月15日航空自衛隊達第5号）
この達は、令和5年3月15日から施行する。ただし、第22条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

別紙様式第1（第10条の2関係）

諸雑費支払明細書

年 月 日

（賠償実施機関の長） 殿

賠償請求権者 住 所
氏 名 印

療 養 期 間	自平成	年	月	日	入院	日
	至平成	年	月	日	通院	日

品 種	規 格	数 量	単 価	金 額	支 払 年月日	支払先	用 途	備 考
計								

注： 領収書等については、必要に応じ提出を求めることがあるので保管しておくこと。

認定書

認定年月日 年 月 日
賠償実施機関の長

（官職・氏名）

に係る賠償事故（賠償責任）について、下記のとおり認定する。

記

- 1 賠償事故の件名
- 2 賠償事故の当事者の状況
 - (1) 職員（所属、特技職、階級、氏名、年齢）
 - (2) 相手方（住所、氏名、年齢、職業）
- 3 賠償事故の発生状況
 - (1) 賠償事故の発生日時
 - (2) 賠償事故の発生場所
 - (3) 天候
- 4 事 実
 - (1) 賠償事故の事実
 - (2) 損害賠償請求の事実
- 5 賠償責任の有無、その程度及び損害賠償額の認定
国（以下「航空自衛隊」という。）は、次のとおり賠償責任を負う。

被害者	賠償責任の程度		賠償の種別	損害賠償額
	職員	相手方		
	%	%		円
	%	%		円
	%	%		円
計				円

- 6 認定の理由
 - (1) 賠償責任の有無
 - (2) 賠償責任の程度
 - ア 加害者側の過失
 - イ 被害者側の過失
 - ウ 責任の比率
 - (3) 賠償額
 - (4) 賠償金受領権者
- 7 その他参考事項
 - (1) 過去における損害賠償実施の経緯及び将来の見通し
 - (2) その他

添付書類：

注：保存期間は、10年とする。

別紙様式第3（第13条の3関係）

和解契約書

賠償事故当事者（相手方）住所
氏名
賠償事故当事者（職員）所属
官職氏名

年 月 日（賠償事故発生場所）において上記両当事者間に発生した賠償事故に関し（賠償実施機関の長の官職 氏名）は、下記の賠償請求権者に対して下記の金額を損害賠償金として支払うものとし、下記の賠償請求権者は、同金額受領の上は、今後いかなることがあっても、また、いかなる名目でも本件について、国（航空自衛隊）又は（賠償事故当事者（職員）の官職氏名）のいずれに対しても一切不服を申し立てないことを確約する。

ただし、（賠償事故当事者（相手方））に本件賠償事故による後遺症が発生した場合には、（賠償実施機関の長の官職 氏名）と（賠償請求権者）との間で別途協議するものとする。

記

損害賠償金 金 円

この和解の証として本書2通を作成し、下記の者がそれぞれ1通ずつを保管するものとする。

年 月 日

賠償請求権者 住 所
氏 名 印
賠償実施機関の長 官職氏名 印

注： ただし書に係る文言は、和解に当たりやむを得ない場合のほか記載しないものとする。

別紙様式第4（第13条の3関係）

和解契約書

賠償事故当事者（相手方）住所
氏名

賠償事故当事者（職員）所属
官職氏名

年 月 日（賠償事故発生場所）において上記両当事者間に発生した賠償事故に関し（賠償実施機関の長の官職 氏名）は、下記の賠償請求権者に対して下記の金額を 年 月 日から 年 月 日までに係る損害賠償金として支払うものとし、下記の賠償請求権者は、同金額受領の上は、今後いかなることがあっても、また、いかなる名目でも本件について、国（航空自衛隊）又は（賠償事故当事者（職員）の官職 氏名）のいずれに対しても上記期間に係る損害については一切不服を申し立てないことを確約する。

記

損害賠償金 金 円

この和解の証として本書2通を作成し、下記の者がそれぞれ1通ずつを保管するものとする。

年 月 日

賠償請求権者 住 所
氏 名 印
賠償実施機関の長 官職氏名 印

別紙様式第5（第13条の3関係）

和解契約書

賠償事故当事者（相手方）住所

氏名

賠償事故当事者（職員）所属

官職氏名

年 月 日（賠償事故発生場所）において上記両当事者間に発生した賠償事故に関し（賠償請求権者）と（賠償実施機関の長の官職氏名）は、下記事項により和解契約を締結する。

記

- 1 （賠償実施機関の長の官職氏名）は、（賠償請求権者）に対して次の損害賠償を支払った。

年	月	日	金	円
年	月	日	金	円
年	月	日	金	円

- 2 （賠償実施機関の長の官職氏名）は、（賠償請求権者）に対して次の金額を最終賠償金として支払うものとする。

損害賠償金 金 円

- 3 （賠償請求権者）は、前項記載の金額受領の上は、今後いかなることがあっても、また、いかなる名目でも本件について、国（航空自衛隊）又は（賠償事故当事者（職員）の官職氏名）のいずれに対しても一切不服を申し立てないことを確約する。

ただし、（賠償事故当事者（相手方））に本件賠償事故による後遺症が発生した場合には、（賠償実施機関の長の官職氏名）と（賠償請求権者）との間で別途協議するものとする。

この和解の証として本書2通を作成し、下記の者がそれぞれ1通ずつ保管するものとする。

年 月 日

賠償請求権者 住 所

氏 名

印

賠償実施機関の長 官職氏名

印

注：上記3項ただし書に係る文言は、和解に当たりやむをえない場合のほか記載しないものとする。

別紙様式第6（第13条の3関係）

和解契約書

賠償事故当事者（相手方）住所
氏名
賠償事故当事者（職員）所属
官職氏名

年 月 日（賠償事故発生場所）において上記両当事者間に発生した賠償事故に関し、（賠償実施機関の長の官職 氏名）は、下記の賠償請求権者に対して下記の金額を概算損害賠償金として支払うものとし、下記の賠償請求権者は同金額を損害賠償金の内金として充当することを約する。

記

概算損害賠償金 金 円

この和解の証として本書2通を作成し、下記の者がそれぞれ1通ずつ保管するものとする。

年 月 日

賠償請求権者 住 所
氏 名 印
賠償実施機関の長 官職氏名 印

別紙様式第7（第16条関係）

認定書

認定年月日 年 月 日
賠償実施機関の長

（官職・氏名）

に係る賠償事故（求償権）について、下記のとおり認定する。

記

- 1 求償権の認定及び認定の理由
 - (1) 求償権の有無、その程度及び求償額の認定
 - (2) 認定の理由
- 2 その他参考事項
 - (1) 当事者に対する処分等
 - (2) その他

関連文書：

- 注：1 本件に係る賠償責任の認定に係る伺いを関連文書とする。
2 保存期間は、10年とする。

別紙様式第8（第18条関係）

発簡番号
年 月 日

航空幕僚長 殿
（首席法務官気付）

賠償実施機関の長

求償権の認定について（報告）（21-U83-AR（D））

標記について、別添のとおり報告する。

添付書類：

注：保存期間は、10年とする。

決定書

決定年月日 年 月 日
賠償実施機関の長

（官職・氏名）

に対する見舞金の支払について、下記のとおり決定する。

記

- 1 事故の当事者の状況
 - (1) 職員（所属、階級、氏名、年齢）
 - (2) 相手方（住所、氏名、年齢、職業）
- 2 事故の発生状況
 - (1) 日時
 - (2) 場所
 - (3) 天候
- 3 事故の事実
- 4 見舞金支給額
- 5 見舞金受領者
 - (1) 住所、氏名、年齢、職業
 - (2) 相手方との関係

別紙様式第10（第22条関係）

発簡番号
年 月 日

航空幕僚長 殿
（首席法務官気付）

賠償実施機関の長

見舞金の支給について（報告）（21-U84-AR（D））

年 月 日に別添のとおり見舞金の支払をしたので報告する。

添付書類：

注：保存期間は、10年とする。

